## 公益財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高松市学校給食会(以下「この法人」という。)が行う学校給食用の物資調達に関し必要な事項を定めることにより、この法人が行う事業の円滑かつ適正な運営を図るものとする。

(物資納入業者の登録)

- 第2条 この法人が調達する学校給食用物資を納入しようとする業者は、この法人に 物資納入業者として登録しなければならない。
- 2 前項の登録は定期に行い、その期間は2年間とする。
- 3 登録している物資納入業者から必要な物資を調達できない場合または理事長が特に必要と認める場合には、前項にかかわらず臨時に物資納入業者を募り、第4条および第5条の手続きを経て、随時登録を行うことができる。ただし、この場合の登録期間は、登録の日から前項の登録期間の末日までとする。

(登録資格要件)

- 第3条 物資納入業者として登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録資格要件を具備しなければならない。
  - (1) 学校教育の一環として高松市が実施する学校給食事業を理解していること。
  - (2) 高松市内または県内に本店もしくは工場、支店、営業所等を有していること。
  - (3) 営業経歴が引き続き2年以上あり、営業内容が堅実で相当の販売実績および社会的信用を有していること。
  - (4) 納税義務が履行されていること。
  - (5) 生産者、製造加工業者、卸売業者またはこれに類する者であること。
  - (6) 品質管理が十分に行われ、生産から配送まで食品の安全と衛生管理が徹底しているとともに、従業員の安全と衛生に対する管理が適切に行われていること。
  - (7) 仕入れおよび製造加工能力が十分にあり、指定した期日、時刻、場所に納入できる配送能力を有していること。

(登録手続)

- 第4条 物資納入業者として登録を受けようとする者は、学校給食物資納入業者登録申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、その一部を省略することができる。
  - (1) 製造工場(施設)説明書(様式第2号)
  - (2) 商業登記簿現在事項全部証明書
  - (3) 各種納税証明書
  - (4) 営業許可書(写)

- (5) 納入代金振替口座申請書(様式第3号)
- (6) 財務諸表 (直前1年分の貸借対照表, 損益計算書, 利益処分計算書)
- (7) その他指定する書類

(登録の採否)

- 第5条 この法人は、前条の申請書および添付書類を審査するとともに、必要に応じて 工場、店舗等を調査し、その結果を添えて物資購入委員会(以下「委員会」という。) に諮るものとする。
- 2 委員会は、登録を受けようとする業者の審査および必要な調査等を行う。
- 3 この法人は、前2項の審査または調査結果等をもとに物資納入登録業者(以下「登録業者」という。)を定め、理事会の承認を経て、決定する。
- 4 登録業者は、学校給食物資納入登録業者名簿(様式第4号)に登載される。 (登録業者の遵守事項)
- 第6条 登録業者は、学校給食が教育の一環として実施されていることを理解し、次の 各号を遵守しなければならない。
  - (1) 登録後においても資格要件を引き続き具備すること。
  - (2) 食品に関する法律および関係法令を遵守すること。
  - (3) 物資を配送するにあたっては、学校内外での児童・生徒の事故を防止するため安全運転に留意し、学校長の指示に従うこと。また、事故が発生した場合は、誠意をもって迅速かつ適正に対応すること。
  - (4) 申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに必要書類を提出すること。
  - (5) その他この法人が必要と認めること。

(登録の取消等)

- 第7条 登録業者が次の各号の一に該当するときは、委員会に諮ったのち、物資納入の 一時停止または登録の取り消しを行うことができるものとする。
  - (1) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。
  - (2) 第6条の遵守義務を履行しなかったとき。
  - (3) この法人に損害を与え、または学校給食の運営に支障をきたしたとき。

(物資の価格および納入業者の決定)

第8条 調達する物資の価格およびその納入業者は、登録業者による入札または見積徴取を行い、委員会の審査を経て決定する。ただし、必要と認める物資については、随意契約によることができる。

(随意契約)

- 第9条 前条の随意契約を行うことができるものは、次の各号とする。
  - (1) 青果その他品質、鮮度、規格または価格が著しく変動する物資。
  - (2) 納入業者で組織された団体から物資を調達する場合。
  - (3) 委員会が必要と認めるもの。

- (4) 入札または見積徴取によることが不適当であると判断される場合。
- (5) 緊急に物資の調達を必要とするとき。
- (6) その他特に随意契約によることが望ましい物資。

(契約の締結)

第10条 物資を購入するときは、納入業者と学校給食物資納入契約書(様式第6号) により契約を締結しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程(平成16年2月1日施行)は、 この規程の施行日に廃止する。